

河川水質事故等対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 河川水質事故等対策の推進

担当	責任者	都市建設部長 生活環境部長、消防長、産業経済部長、公営企業管理者（上下水道部長）、総務部長
	課	都市整備課、環境推進課、警防課、予防課（各署所）、農林水産課、浄水課、防災対策課
	関係機関	常陸河川国道事務所（久慈川下流出張所）、高萩工事事務所、常陸太田市

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

市は、油、有害物質等の河川水質事故の発生時に適切な対応を図るため、河川の維持管理を強化するとともに、防除活動に必要な資機材等の整備や、円滑な情報伝達に資する機器整備など、災害対策に万全を期すものとする。

また、平常時より河川の巡視、河川水質の監視等強化を図るとともに、関係機関と密接な連携強化を図るものとする。

第2 環境等に係る情報収集・整理

市は、油、有害物質等の河川流出時における対応を、総合的かつ効果的に実施するため、河川に係る関係情報を収集し、適宜最新のものとして整理する。

第2節 防災体制の整備

担当	責任者	総務部長 消防長、都市建設部長、生活環境部長、産業経済部長、 公営企業管理者（上下水道部長）、市長公室長、関係各部長
	課	防災対策課、警防課、予防課、都市整備課、環境推進課、 農林水産課、上下水道部総務課、浄水課、関係各課所
	関係機関	常陸河川国道事務所（久慈川下流出張所）、 県（防災・危機管理課・県北県民センター・高萩工事事務所）、 自主防災組織、消防団、里川堰土地改良区協議会、各漁協

第1 情報の収集・情報連絡体制の整備

河川の水質事故等は、住民からの通報により認知する場合が多いため、市は水質の異常を発見した場合の連絡通報体制を確立し、通報連絡体制が実際に活用できるよう住民等へ通報先を周知するとともに、自主防災組織や消防団を通して、あらかじめ協力要請を行う。

また、夜間・休日の場合も迅速な対応が行えるよう、あらかじめ連絡体制を整備し、職員への周知を徹底する。

第2 職員活動体制の整備

市は、河川水質事故等災害時の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等の周知徹底を行う。

また、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、初動体制に要する必要な職員をあらかじめ指名するなどの措置を行う。

第3 消防活動体制の整備

消防本部は、河川の水質事故等災害時における円滑な消防活動を行うため、消防活動体制の整備に努める。

第4 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、あらかじめ役割分担について十分な協議を行う。

また、必要に応じ、防災ヘリコプター等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

災害発生時には、必要に応じて防除資機材等の応援を求めることができる体制を整備する。

第5 防除資機材等の整備

市は、オイルフェンス、油吸着マット等の流出油防除資機材、消火用資機材、防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材等の整備に努める。

また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努める。

第6 後方支援体制の整備

市は、災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員確保に関する体制を整備する。

また、災害応急復旧活動等の支援拠点となる公園、河川敷等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図る。

なお、ボランティアの受入れの可能性がある場合についてもあらかじめ検討し、対応方針を定めておく。

第7 広報体制の整備

市は、収集した情報等を正確かつ迅速に住民及び関係機関へ伝達するための広報体制の整備に努める。

第8 災害復旧への備え

市は、迅速かつ確実な応急復旧の実施に関し、必要な専門技術者、資機材等を確保するため、建設業者等の事業関係団体と災害時における災害応急対策業務に関する協定の締結に努める。

第9 防災知識の普及、住民の訓練

市は、住民に対して防災関連行事等を通じ、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

また、防災関係機関との連携を強化し、河川の水質事故等災害を想定した防災訓練を積極的に実施する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡

担当	責任者	総務部長 消防長、生活環境部長、都市建設部長、産業経済部長、市長公室長、 公営企業管理者（上下水道部長）、
	班	総務班、消防部庶務班、総務部庶務班、警防班、警備班、環境保全班、 都市建設部庶務班、農林水産班、上下水道部総務班、調査復旧班（浄水）
	関係機関	常陸河川国道事務所（久慈川下流出張所）、茨城海上保安部、 県（防災・危機管理課・県北県民センター・高萩工事事務所）、日立警察署、里川堰土地改良区協議会、河川を守る会、消防団、自主防災組織

第1 災害情報の連絡・通報

河川の水質事故等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、原因者は、水質汚濁防止法第14条に基づき、速やかに、国、県、日立警察署、消防本部又は市へ連絡する。

また、河川において異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市、消防署又は日立警察署に通報することとし、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力する。

この通報を受けた日立警察署は、その旨を速やかに市へ、また、市は、県及び関係機関に通報する。

第2 災害情報の収集・伝達

市は、河川の水質事故等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の連絡、通報を受けた場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県及び関係機関へ報告する。

河川水質事故等災害発生時の情報収集項目は以下のとおり。

なお、各関係機関への情報伝達事項、県への報告に関しては、事故災害対策計画第2章第2節「災害情報収集伝達計画」のとおり。

- ①事故概要（日時、場所、事故発生状況）
- ②流出油の種類とその特性
- ③被害状況（要救助者及び傷病者の有無と状況）
- ④周辺環境等への影響等の有無
- ⑤火災発生の有無
- ⑥汚染区域の範囲及び拡大の有無
- ⑦地域住民の避難の必要性、避難状況
- ⑧事故原因者の措置状況
- ⑨国、県、市の措置状況
- ⑩気象情報等

第3 市民等への情報提供

市及び防災関係機関は相互の連絡を密にし、河川の水質事故等災害の状況、関係機関が講じる対策、二次災害の危険性等の情報について、地域住民等へ適切に情報を提供する。

また、情報の伝達にあたっては、防災行政無線、広報車、市ホームページ等を使用し、聴覚障害者に対しては、正確でわかりやすい文書での配布も行うよう努める。

第2節 応急活動体制

担当	責任者	総務部長 消防長、生活環境部長、都市建設部長、産業経済部長、 公営企業管理者（上下水道部長）、関係各部長
	班	総務班、総務部庶務班、消防部庶務班、警防班、消防部情報班、 警備班、環境保全班、土木班、農林水産班、調査復旧班（浄水）、 関係各班
	関係機関	常陸河川国道事務所（久慈川下流出張所）、茨城海上保安部、 県（防災・危機管理課・県北県民センター・高萩工事事務所）、 日立警察署、里川堰土地改良区協議会、自主防災組織、消防団、 各漁協

第1 初動活動

河川の水質事故等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、その発生状況等を把握するため、関係各部において次のとおり初動活動を行う。

(1) 総務部

総務班は、水質事故等災害発生状況の把握及び被害の拡大防止を行うための必要な措置を講じる。

さらに、大規模な災害状況により、配備体制の確立及び関係機関との連携が必要な場合に備え、消防部、生活環境部、都市建設部、産業経済部、上下水道部との連携を強化する。

また、総務部庶務班及び市長公室広報班と連携し、防災行政無線及び広報車を使用して、周辺住民又は環境等への影響がある地域への広報活動を行い、情報提供に努める。

(2) 消防部

警防班は、関係各班からの連絡又は市民からの通報により災害状況を確認した場合は、警備班に連絡して被害の軽減に関する活動を迅速かつ的確に行うとともに、併せて、総務班へに連絡し、及び連携して、速やかに必要な措置を講じる。

また、消防部情報班は、環境保全班と連携して事故原因の究明に努め、原因者を特定又はその可能性があると認められる原因者に対して事情聴取を行い、復旧に必要な措置を関係各班と協議のうえ事故原因者へ指示する。

なお、河川水質事故等の流出物が油又は有害物質と認められた場合は、事故災害対策計画編第2章第3節「石油類等危険物施設の応急対策」又は同章第5節「毒物取扱施設の事故応急対策」に準じて必要な措置を講じる。

(3) 生活環境部

環境保全班は、河川の水質事故等災害が発生した場合又は発生するおそれがあるとの連絡又は通報を確認した場合は、速やかに県北県民センター及び総務班へ連絡し、被害の軽減に関する活動を迅速かつ円滑に行い、関係各班と連携して速やかに必要な措置を講じる。

また、消防部情報班と連携して事故原因の究明に努め、原因者を特定又はその可能性があると認められる原因者に対して事情聴取を行い、復旧に必要な措置を関係各班と協議のうえ事故原因者へ指示する。

第2章 災害応急対策計画

第2節 応急活動体制

(4) 都市建設部

土木班は、市管理の河川において水質事故等災害が発生した場合、又は発生するおそれがあるとの連絡又は通報を確認した場合は、速やかに総務班へ連絡し、被害の軽減に関する活動を迅速かつ円滑に行うとともに、関係各班と連携して速やかに必要な措置を講じる。

また、災害状況により周辺環境への影響が想定される場合は、対象河川の河川を守る会代表者及び総務班へ速やかに連絡し、総務班と連携して、災害状況、国、県、市の活動状況及び今後の対応等について説明を行う。

国、県管理の河川において水質事故等災害が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められた場合は、各河川管理者へ必要な措置を講じるよう要請する。

(5) 産業経済部

農林水産班は、河川において用水期に水質事故等が発生した場合、又は発生するおそれがあるとの連絡を確認した場合は、速やかに総務班へ連絡し、現地調査を実施して、必要があると認めた場合は、河川から接続している農業用水路の関係者等へ、災害状況、国、県、市の活動状況及び今後の対応等について連絡等を行う。

第2 職員配備体制の確立

(1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管部の職員動員計画により、平常時から職員に周知徹底を図る。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対しその旨を周知する。

イ 各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- ①災害時の職員動員連絡体制表
- ②動員配備別区分参集職員数

ウ 各課長は、作成もしくは修正した計画を隨時、防災対策課に報告する。

河川水質事故等災害時の配備体制について

「災害対策本部設置前」配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
災害情報連絡会議 事前配備体制	1 河川の水質事故等により、災害情報連絡会議体制をとる必要があると総務部長が認めた場合 2 その他の状況により総務部長が必要と認めたとき。	1 災害情報連絡会議員及び各部連絡員を配置し、情報連絡活動が円滑に行える体制とする。なお、勤務時間外においては、状況により当直体制をとる。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
災害警戒体制 第1次動員体制 本部	1 河川の水質事故等により、周辺住民及び環境等へ被害がおよぶ恐れがあると認めた場合 2 その他の状況により助役が必要と認めた場合	1 各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数又は職員の3分の1を募集し、災害の発生拡大を防止するための体制とする。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制をとる。

第2章 災害応急対策計画
第2節 応急活動体制

		<p>3 事態の推移に伴い、速やかに第2次動員体制に移行しうる体制とする。</p> <p>4 配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。</p>
--	--	---

「災害対策本部設置後」配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第2次動員体制	河川の水質事故等により、周辺住民及び環境等へ被害がおよび、被害が広域にわたるなど、人的被害、漏洩物により厳重な警戒体制をとる必要のある場合、又は、その他の状況により本部長が必要と認めた場合	<p>1 各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数又は職員の2分の1を招集し、災害の発生拡大を防止するための体制とする。</p> <p>2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。</p> <p>3 事態の推移に伴い、速やかに第3次動員体制に切り替えができる体制とする。</p>
第3次動員体制	河川の水質事故等により、周辺住民及び環境等へ被害がおよび、第2次動員体制では対処できない場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	各部課が有する組織、機能のすべてをもって対処する体制とする。

第3節 避難・広報対策

担当	責任者	総務部長 市長公室長、消防長、保健福祉部長、関係各部長
	班	総務班、総務部庶務班、広報班、警防班、消防部情報班、警備班、 収容班、関係各班
	関係機関	常陸河川国道事務所（久慈川下流出張所）、茨城海上保安部、 県（防災・危機管理課・高萩工事事務所）、日立警察署、 自主防災組織、消防団、河川を守る会

第1 避難誘導対策

市は、迅速な判断により、警戒区域、避難区域を設定し、広報活動及び避難誘導の徹底を図る。

この際、視聴覚障害者への広報は、正確でわかりやすい文書での配布を行うよう努める。

第2 災害広報の実施

被害が予想される地区の住民に対し、次の事項について適切・迅速な広報活動を実施する。

(1) 広報事項

- ア 被害状況及び避難者の状況
- イ 流出範囲及び拡大の有無
- ウ 避難指示等の避難情報・誘導の内容
- エ 流出物の種類とその特性
- オ 警戒区域の設定及び交通規制の状況
- ク 市の応急活動状況等

(2) 広報手段

本編事故灾害対策計画第2章第3節第1「災害時広報体制の確立」に準じる。

第2章 災害応急対策計画

第4節 警戒区域への立入制限、交通規制及び警備の実施

担当	責任者	総務部長 都市建設部長、消防長、関係各部長
	班	総務班、土木班、管理班、消防部庶務班、警防班、 消防部情報班、警備班、関係各班
	関係機関	常陸河川国道事務所（日立国道出張所）、 県（防災・危機管理課・高萩工事事務所）、日立警察署、消防団

第1 警戒区域の設定

市は、水質事故等の流出物による周辺環境等への影響を把握するため、事故原因者、国、県及び関係機関の協力を得て情報の収集を行い、その結果をもとに専門家等の指導・助言を得ながら総合的に評価し、必要に応じて警戒区域を設定する。

第2 立入制限、交通規制の実施

市は、警戒区域での周辺住民の避難、防災関係者の活動及び災害応急活動の実施のため、応急対策を実施する者以外の立入を禁止し、警戒区域へ通じる国道、県道その他主要道路において、被害が予想される地区に向かう車両の通行制限について、日立警察署へ協力を要請する。

第3 警戒区域の警備活動

市は、日立警察署と連携して、警戒区域の警備活動を行い、犯罪の予防、不法行為等を取り締まり、治安を確保する。

第5節 流出油等に対する応急対策

	責任者	都市建設部長 生活環境部長、消防長、産業経済部長、総務部長、保健福祉部長、公営企業管理者（上下水道部長）、市長公室長
担当	班	都市建設部庶務班、生活環境部庶務班、環境保全班、消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、農林水産班、総務班、保健福祉部庶務班、保健班、調査復旧班(浄水)、広報班
	関係機関	常陸河川国道事務所（久慈川下流出張所）、県（防災・危機管理課・県北県民センター・高萩工事事務所）、日立警察署

第1 流出油等対策

(1) 連絡体制の確保

河川へ油等を流出した原因者は、速やかにその状況を把握し、国、県、市等に通報するよう努める。

また、防災関係機関においては、平常時から相互に密接な連携を図り、応急措置を迅速かつ的確に行うよう努める。

(2) 自衛措置

河川へ油等を流出した原因者（事業者）は、河川へ大量に油等が流出した場合、拡散を防止するためあらかじめ定められた防災マニュアルに基づき、作業停止、オイルフェンス設置等の自衛措置を実施するとともに、防災薬剤等により処理する。

(3) 市の対応

市は、河川へ油等を流出した原因者から連絡を受けた場合は、速やかに被害状況を調査し、関係機関へ連絡する。

また、防災行政無線、広報車等を使用して、災害の状況や避難等の必要性について関係機関と協議し、連携して地域住民へ広報する。

第2 漂着油等の防除活動の実施

市は、河川の流域又は海域への漂着油等に対処するため、必要な措置を講ずるとともに、国、県と協議のうえ、協力して必要な措置を講じる。

また、漂着油等の防除活動で回収された油等の廃棄物については、事故原因者側へ迅速かつ的確な処分を要請し、要請が受け入れられない場合には県と協議する。

なお、処分までの一時保管については、環境と安全を考慮した場所の選択と管理方法を事故原因者へ適切に指導する。

第3 資機材の迅速な調達

市は、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材をあらかじめ整備するとともに、必要に応じて県から迅速に調達し、拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第4 油等回収作業従事者の健康確認

市は、回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、油等回収に従事している者の健康状態を常に把握する。

第5 自然環境保全への措置

市は、県と連携するなどして野生鳥獣類等の保護に努めるとともに、生態系への影響、環境汚染状況等の実態などの風評被害対策を考慮し、必要な期間調査を実施してデータを収集する。

第6 ボランティア活動への支援

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、ボランティア受付窓口の設置や必要に応じて登録手続を行い、適切な防除活動が図られるようボランティアとの連携に努める。

また、健康管理のため、救護所の設置及び健康相談等の実施に努め、防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報提供についても配慮する。

第3章 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

担当	責任者	都市建設部長 生活環境部長、消防長、産業経済部長、総務部長、 公営企業管理者（上下水道部長）、市長公室長
	課	都市整備課、道路管理課、環境推進課、環境衛生課、 消防本部総務課、予防課、警防課、農林水産課、防災対策課、 浄水課、水道課、下水道課、広報戦略課
	関係機関	常陸河川国道事務所、県（県北県民センター・高萩工事事務所）、 日立警察署、事故原因者

第1 汚染物の除去及び施設の復旧

事故の原因者は、関係機関及び市の指導・助言のもと、汚染物の除去及び洗浄作業を実施し、施設の復旧を図る。

第2 各種制限措置等の解除

市は、各種指示、制限措置を解除することが適当であると判断した場合には、専門家等の指導・助言を得て各種指示、制限措置の解除を決定し、関係機関に通知する。

また、防災行政無線、広報車等で住民等に周知徹底する。